

● 三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて
（最終案）【概要】

1 経緯

国は、騒音規制法及び振動規制法（以下「法」という。）について、一定の限度を超える大きさの騒音・振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機（塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられるコンプレッサー）を生活環境保全上問題ないものとして規制対象外とし、令和3年12月24日に法施行令の改正を行い、令和4年12月1日から施行されることとなりました。このうち、振動規制法については、圧縮方式がスクリー式である圧縮機を規制対象外とする「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（環境省告示第52号）」が公布されました。（表1）

表1 騒音規制法及び振動規制法の見直しの状況

	騒音規制法施行令 別表第1第2の項	振動規制法施行令 別表第1第2の項
改正前	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
改正後	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
	告示なし	【一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示】 工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から5m離れた地点における振動が60dBを超えないものとみなされる圧縮機（圧縮方式がスクリー式である圧縮機）

また、三重県生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）では、法の規制を受ける地域（指定地域^{※1}）以外に設置する圧縮機を「指定施設」として規制していますが、今回の法施行令改正により、法と県条例で規制対象に不整合が生じることから、県条例における規制のあり方について、騒音・振動部会で審議を行い、「三重県生活環境の保全に関する条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直しについて（最終案）」としてとりまとめました。

※1 指定地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市（旧松阪市の区域のみ）、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（員弁町の区域のみ）、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに津市、伊勢市、尾鷲市及び熊野市の区域のうち市長が指定した地域

2 条例で定める指定施設（騒音・振動）の見直し方針

見直し方針は以下のとおりです。（表2）

（振動）

- ・条例では、指定地域以外のその他の地域について規制を行っており、圧縮機のこれまでの苦情件数の状況からも、国の検討において生活環境保全上問題がないと評価されたスクリー式の圧縮機は、法と同様に規制対象外としても影響は少ないものと考えられます。
- ・今後、さらなる見直しにより、スクリー式以外の圧縮機について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものが告示される場合も、今回と同様に条例の規制対象外とすることが妥当です。

（騒音）

- ・今回、環境大臣が指定する空気圧縮機は無いという結論となりましたが、今後、さらなる見直しにより、国の検討において生活環境保全上問題がないと評価され、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものが告示される場合は、振動規制と同様に条例規則の対象外とすることが妥当です。

表2 条例の見直しについて

	指定施設（現行）	指定施設（見直し）
条例 （騒音）	空気圧縮機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	現行のとおり
条例 （振動）	圧縮機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。 ただし、冷凍機を除く。）	現行から圧縮方式がスクリー式である圧縮機を除く （振動規制法と同様）

3 パブリックコメント等の実施状況

パブリックコメント及び関係市町への意見照会を行いました。

- ① 実施期間 令和4年5月17日から令和4年6月17日まで
- ② 寄せられた意見数 0件

4 部会について

騒音・振動部会

氏名	所属・役職
おかだ やすあき 岡田 恭明	名城大学理工学部 教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部 教授
のろ ゆういち 野呂 雄一	三重大学大学院工学研究科 教授

（50音順 敬称略）

5 部会での審議経過

令和4年3月1日	三重県環境審議会へ諮問
4月19日	三重県環境審議会第1回騒音・振動部会
5月6日	三重県環境審議会第2回騒音・振動部会
5月17日	県民へ意見募集（パブリックコメント）及び
～6月17日	関係市町への意見照会
6月21日	三重県環境審議会第3回騒音・振動部会（書面）